

小型船舶操縦士の免許に係る処分について

1. 小型船舶操縦士に対する処分

小型船舶操縦士は、船舶職員及び小型船舶操縦者法又は海難審判法に基づき処分される場合があります。

< 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (抄) > 法 : 船舶職員及び小型船舶操縦者法  
規則 : 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則

法第 23 条の 7 国土交通大臣は、小型船舶操縦士が次の各号のいずれかに該当するときは、その操縦免許を取り消し、2 年以内の期間を定めてその業務の停止を命じ、又はその者を戒告すること（第二号にあつては、6 月以内の期間を定めてその業務の停止を命じ、又はその者を戒告すること）ができる。ただし、これらの事由によつて発生した海難について海難審判庁が審判を開始したときは、この限りでない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき（次号に掲げるときを除く。）
- 二 第 23 条の 36 の規定に違反する行為（以下この号及び第 23 条の 37 第 1 項において「違反行為」という。）をし、当該違反行為の内容及び回数が国土交通省令で定める基準に該当することとなつたとき。
- 三 小型船舶操縦者としての業務又は船舶職員としての職務を行うに当たり、海上衝突予防法その他の他の法令の規定に違反したとき。

2 国土交通大臣は、小型船舶操縦士が心身の障害により小型船舶操縦者の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものになつたと認めるときは、その操縦免許を取り消すことができる。

（法第 23 条の 11 において準用する法第 10 条第 3 項）

国土交通大臣は、第 23 条の 7 第 1 項又は第 2 項の規定により操縦免許の取消しをしようとするときは、交通政策審議会の意見を聴かなければならない。

規則第 9 3 条 法第 23 条の 7 第 1 項第二号の国土交通省令で定める基準は、違反行為に係る累積点数（当該違反行為及び当該違反行為をした日を起算日とする過去 1 年以内における他の違反行為のそれぞれについて別表第 1 1 第 1 号の表に定めるところにより小型船舶操縦士に付した点数の合計をいう。以下同じ。）が、別表第 1 1 第二号の表の前歴の有無の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の累積点数の欄に掲げる点数に該当することとなつたときとする。

別表第 1 1

一 遵守事項違反点数表

| 違反行為の内容              | 点 数 |
|----------------------|-----|
| 酒酔い操縦、自己操縦義務違反又は危険操縦 | 3 点 |
| 船外への転落に備えた措置義務違反     | 2 点 |

備考

- 1 違反行為に付する点数は、次に掲げるところによる。

- 一 この表の違反行為の内容の欄に掲げる違反行為の種別に応じ、同表の点数の欄に掲げる点数とする。この場合において同時に2以上の種別の違反行為に該当するときは、これらの違反行為の点数のうち高い点数（同じ点数のときは、その点数）によるものとする。
  - 二 違反行為をし、よつて他人を死傷させたときは、一による点数に3点を加えた点数とする。
- 2 この表の違反行為の内容の欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に掲げるところによる。
- 一 「酒酔い操縦」とは、法第23条の36第1項の規定に違反する行為をいう。
  - 二 「自己操縦義務違反」とは、法第23条の36第2項の規定に違反する行為をいう。
  - 三 「危険操縦」とは、法第23条の36第3項の規定に違反する行為をいう。
  - 四 「船外への転落に備えた措置義務違反」とは、法第23条の36第4項の規定に違反する行為をいう。

二 処分及び再教育講習受講通知基準表

| 前歴の有無 | 累積点数 |
|-------|------|
| なし    | 5点   |
| あり    | 3点   |

備考

「前歴の有無」とは、累積点数に係る違反行為をしたときにおける当該違反行為をした日を起算日とする過去3年以内の法第23条の7第1項の規定による処分又は海難審判法第4条第2項の判決による操縦免許に係る処分を受けたことの有無をいう。

規則第94条 法第23条の7第2項の国土交通省令で定める者は、第75条に規定する身体適性に関する基準を満たしていない者とする。

規則第75条 法第23条の11において準用する法第7条の2第3項の国土交通省令で定める身体適性に関する基準は、別表第9の身体検査基準（弁色力に係る部分を除く。）とする。

規則別表第9

小型船舶操縦士身体検査基準表

| 検査項目                   | 身体検査基準   |
|------------------------|--|
| 視力（5メートルの距離で万国視力表による。） | 次の各号のいずれかに該当すること。<br>一 視力（矯正視力を含む。次号において同じ。）が両眼共に0.6以上であること。<br>二 一眼の視力が0.6に満たない場合であつても、他眼の視野が左右150度以上であり、かつ、視力が0.6以上であること。                                  |
| 弁色力                    | （略）  |
| 聴力                     | 船内の騒音を模した騒音の下で300メートルの距離にある汽笛の音（海上衝突予防法施行規則（昭和52年運輸省令第19号）第18条に規定する汽笛の音であつて、音圧については120デシベルとする。）に相当する音を弁別できること（補聴器により補われた聴力による場合を含む。）                         |
| 疾病及び身体機能の障害の有無         | 心臓疾患、眼疾患、精神の機能の障害、言語機能の障害、運動機能の障害その他の疾病又は身体機能の障害があつても軽症で小型船舶操縦者の業務に支障をきたさないと認められること。<br>ただし、法第23条の11において準用する法第5条第6項の規定による限定がなされた操縦免許を受けようとする者については、身体機能の障害があ |

つてもその障害の程度に応じた補助手段を講ずることにより小型船舶操縦者として乗船する小型船舶の操縦に支障がないと認められることをもって足りる。

### <海難審判法（抄）>

第4条 海難審判庁は、海難の原因について取調を行い、裁決を以てその結論を明らかにしなければならない。

2 海難審判庁は、海難が海技士（船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第23条第1項の承認を受けた者を含む。以下同じ。）若しくは小型船舶操縦士又は水先人の職務上の故意又は過失によつて発生したものであるときは、裁決をもつてこれを懲戒しなければならない。

3 海難審判庁は、必要と認めるときは、前項の者以外の者で海難の原因に関係のあるものに対し勧告をする旨の裁決をすることができる。

第5条 懲戒は、次の三種とし、その適用は、所為の軽重に従つてこれを定める。

- 一 免許（船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条第1項の承認を含む。以下同じ。）の取消し
- 二 業務の停止
- 三 戒告

2 業務の停止の期間は、1箇月以上3年以下とする。

第6条 海難審判庁は、第4条第2項に規定する場合において、海難の性質若しくは状況又はその者の履歴その他の情状に徴し、懲戒の必要がないと認めるときは、特にこれを免除することができる。

#### 2. 処分の手続き

小型船舶操縦士に対する処分は、聴聞手続きを経てから決定されます。

また、操縦免許の取消しの処分がされる場合は、交通政策審議会に意見を聴くこととなります。

#### 3. 過去の処分

これまでの小型船舶操縦士に対する処分は、海難審判の裁決を参照して下さい。

<http://www.mlit.go.jp/maia/04saiketsu/04saiketsu.htm>

#### 4. 処分の公表

海難事故を受けて海難審判庁が行う処分は、3.により公表されます。

また、国土交通大臣が行う処分については、海難審判庁の処分公表事例に準じて個別の事案の社会的影響等を勘案の上、公表します。